

「第1回アジア・太平洋水サミット公式関連イベント」としての承認に関する規定

(目的) 第1条

この規定は、第1回アジア・太平洋水サミット(2007年12月3日(月)、4日(火)に大分県別府市で開催)を成功させ、水問題に対する関心喚起を図ることを目的として開催されるイベントに対する、「第1回アジア・太平洋水サミット公式関連イベント」承認(以下「イベント承認」という。)に関して必要な事項を定めるものである。

(申請者) 第2条

イベント承認を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当し、アジア・太平洋地域ならびに日本国内における水関連のイベントを主催する団体であること。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 公益法人、NGO、NPOまたはこれに準ずる団体
- (3) 株式会社、有限会社等営利法人
- (4) そのほか、アジア・太平洋水フォーラム事務局が適当であると認める団体

(申請手続き) 第3条

イベント承認を受けようとするものは、あらかじめ「第1回アジア・太平洋水サミット公式関連イベント承認申請書」(様式1)をアジア・太平洋水フォーラム事務局に申請しなければならない。

(ロゴマーク及び文言の使用について) 第4条

イベント承諾を受けた者(以下「イベント主催者」という)は、アジア・太平洋水フォーラム事務局が定めたロゴマークを使用し、また、「第1回アジア・太平洋水サミット開催記念イベント」、「第1回アジア・太平洋水サミットの開催を成功させよう!」という文言のいずれか、または両方をイベントパンフレット及びバナー等に明記しなければならない。なお、ロゴマークの使用においては、別途「アジア・太平洋水フォーラムロゴマーク使用同意基準」に従い、申請を行うこととする。

(承認の取消し) 第5条

次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取消することができる。

- (1) イベント主催者がこの規定に違反したとき。
- (2) イベント主催者が偽りその他の手段により承認を受けたとき。
- (3) その他、当該承認が不適当であると認められたとき。

(イベント主催者の責務等) 第 6 条

名義使用者は、後援等名義及びロゴマークを表示する際は、第三者に誤解を生じないよう適切に用いるものとし、また、「第 1 回アジア・太平洋水サミット」の目的主旨の達成に協力するものとする。

(経費等の負担) 第 7 条

アジア・太平洋水フォーラム事務局は、本規定により承認を行った事業に対し、その実施に係る経費または役務を負担しない。

(その他) 第 8 条

本規定に定めるもののほか、必要な事項はアジア・太平洋水フォーラム事務局が別に定める。

附則

この規定は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。